

愛媛県地域防災計画の修正概要

【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編】

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画修正の背景

国の防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等の大規模災害への防災対策をより一層充実・強化するため、愛媛県地域防災計画を修正するものである。

3 修正の主な内容

【風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編】

（1）令和 3 年度に発生した災害を踏まえた修正

- ①盛土による災害の防止に向けた対応
- ②安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化
- ③海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示の適切な発令

（2）関連法令の改正や最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ①津波対策の推進（地域特性に応じた避難路等の整備の推進等）
- ②線状降水帯に関する情報の追加

【原子力災害対策編】

（1）防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正内容の反映

- ①内部被ばくによる健康影響評価のための甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- ②原子力災害拠点病院等の定義の修正

（2）海上モニタリング体制の具体化

- ①伊方町における住民の安全安心のための海上モニタリングの実施